

令和5年度

入園のしおり

～重要事項説明書～



社会福祉法人めぐみ福祉会
めぐみ保育園

1 事業者

名称 社会福祉法人 めぐみ福祉会
代表者 理事長 前迫 邦尚
所在地 〒890-0073 鹿児島市宇宿1丁目56番4号
事業内容 第2種社会福祉事業 保育所

2 運営施設

名称 めぐみ保育園
施設長 園長 前迫 邦尚
所在地 〒890-0073 鹿児島市宇宿1丁目56番4号
TEL (099) 254-9769 FAX (099) 254-9858
めぐみ保育園公式サイト(ホームページ) megumihoikuen.or.jp
定員 3歳以上児 35名 1,2歳児 24名
0歳児 11名 総定員 70名
認可年月日 昭和51年5月1日
入所対象児 生後8週から6歳(就学前)までの保育を必要とする子ども

【園庭・建物】

園庭 210.00 m²
園舎(敷地面積) 562.85 m² (建築面積) 228.20 m² (延床面積) 416.20 m²
鉄筋コンクリート造

【職員体制】

園長	主任保育士	常勤保育士	非常勤保育士	事務員	栄養士	調理員	補助職員
1	1	12~14	4~5	1	1	1	4~5

- ① 園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。
- ② 主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し保育内容については他の保育士を統括する。
- ③ 保育士は保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- ④ 栄養士は利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1~2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。
- ⑤ 栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

【開所時間】

通常保育時間(標準認定) 7:00~18:00
(短時間認定) 8:30~16:30
延長保育時間 18:00~19:00



※上記標準時間以外は別途利用料金がかかります。(別掲① P11)

【休園日】日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)
年度末(3月31日もしくは4月1日)、その他

【クラス編成】

クラス名	ひよこ組	こあら組	りす組	うさぎ組	ぺんぎん組	きりん組
年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児

3 保育理念・方針



保育の理念

子どもひとりひとりの気持ちに寄り添い、楽しく安全な環境を提供します。

乳幼児期の健全な発達を助長し、自分らしく伸びていく保育を実践します。



保育の基本方針

- 1) 一人ひとりの個性を尊重し、自主性を育む保育
- 2) 自発的な遊びを通して、健康と自立を育む保育
- 3) 人とのかかわりを大切に、社会性と自律を育む保育
- 4) 家庭や地域との連携を大切に、子どもの成長を見守る保育



保育目標

◎コロコロ元気な子（心身共に元気な子）

- ・活発的にコロコロと動きまわれる子ども
- ・にこにこ明るく、挨拶ができる子ども
- ・情緒が安定し、心身共に健康的な生活を送れる子ども

◎よく遊べる子（自分の思いを行動にうつせる子）

- ・自分で考え、工夫し、遊びを広げられる子ども
- ・集団の中で自分を表現できる子ども
- ・相手の気持ちを考えられる、思いやりをもつ子ども



4 保育園での活動

● 主な年間行事 ●

は保護者(家族)参加行事です。

4月	保護者会・愛児会総会 個人面談 (以上児：きりん・ぺんぎん・うさぎ組)	5月	園児健康診断 親子遠足 個人面談 (未満児：りす・こあら・ひよこ組)
6月		7月	夏祭り・夕涼み会 (5歳児)
8月		9月	
10月	健康診断・運動会 秋遠足・ハロウィン	11月	いもほり
12月	発表会・もちつき クリスマス会	1月	以上児保育参観
2月	節分・未満児保育参観	3月	ひな祭り・卒園式 卒園児遠足・お別れ会

● その他の活動 ●

保育活動		保健衛生面	地域との関わり
全園児	4. 5歳児のみ		
<ul style="list-style-type: none"> ●誕生会 (隔月) ●異年齢保育の週 (年3回) ●絵本の日 (月1回) ●絵本の貸出 (毎週金曜日) ●食育指導 (随時) ●避難訓練 (月1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●絵画の日 (月1回) ●体育遊び (月1回) ●英会話 (月1回) ●スイミング (月2回) ↳ 希望者のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康診断 (年2回) ●身体測定 0歳児 (毎月) 1歳児以上 (4.9.1月) 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援 (年4回) ●敬老の日 (3歳児) ●宇宿夏祭り (5歳児) ●職場体験 (中学生)

保育園での1日



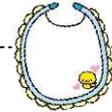
ひよこぐみ



こあら・いすぐみ



うさぎ・ペンギん・きりんぐみ

7:00	①検 温 ②おむつ替え	◆健康観察 ◆持ち物整理	◆自由遊び (室内 or 園庭 or 屋上)
8:00	③朝の健康状態を 保育者に伝える	◆排泄 ◆(自由)遊び	◆健康観察 ◆持ち物整理
9:00	◆遊 び ◆離乳食	◆おやつ	◆年齢別活動 (遊び)
10:00	◆授 乳	◆活動(遊び)	
11:00	◆お昼寝 	◆昼食 ◆片付け	◆昼食 ◆歯磨き
12:00		◆絵本 ◆お昼寝	◆絵本 ◆当番活動
13:00	◆自由遊び		3・4歳児 5歳児
14:00			お昼寝 活動
15:00	◆おやつ	◆おやつ	◆おやつ ◆片付け ◆お集まり
16:00	◆自由遊び	◆自由遊び (園庭 or 室内)	◆自由遊び (園庭 or 室内)
17:00	※0歳児さんは、特に 一人ひとりの生活リズム を大切にしています。		
18:00	延 長 保 育		
19:00			

5 めぐみ保育園のルールとお願い

1. 保育時間について

登園は8:45分までにお願いします。

遅刻、欠席の場合は必ず、**朝8時45分までに連絡下さい。**

(連絡なしで遅刻した場合、おやつ・給食の準備ができないことがあります)

2. 登園時の送迎について

- ・ お子様は、必ず 保護者同伴で登園し、確実に保育士に預けてください。
- ・ 小学生による送迎は、ご遠慮下さい。(中・高生の送迎についてはご相談下さい)
- ・ 登録した家族以外の方が送迎される場合は、事前に連絡下さい。
- ・ 出欠はタブレットで管理しています。必ず登降園時にお子様の名前をタップしてください。きょうだい児がいる場合はそれぞれに同じ作業が必要になります。
- ・ 近年駐車場での接触事故が多発しております。ドアの開閉は十分注意しできるだけ保護者がおこなってください。
- ・ 登降園中におきた事故については、園では一切の責任は負いません。

3. 保育園からのお知らせや連絡について

★ 園だより・クラスだより・献立表 (毎月25日に配布)

★ 掲示板 (各クラス用・正門の掲示板)

※急な連絡やお知らせをすることがあります。

★ 連絡ノート

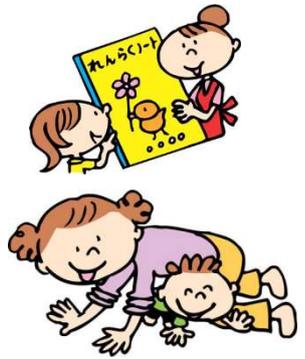
★ 伝言ノート (3、4、5歳児)

★ 個人面談 (随時)

★ 送迎時の話し合い

★ ホームページ

☆ 一斉送信アプリ



4. 緊急連絡について

☆ 提出いただく緊急連絡票を使い連絡します。連絡を入れる順に記入して下さい。

また、住所・緊急連絡用電話番号・保護者名・**就労先などが変わった場合は、すぐにお知らせ下さい。**(鹿児島市にも変更届を提出します)

☆ 園又はクラス単位での緊急連絡 (行事変更時・災害時等) については、一斉送信アプリで行うことがあります

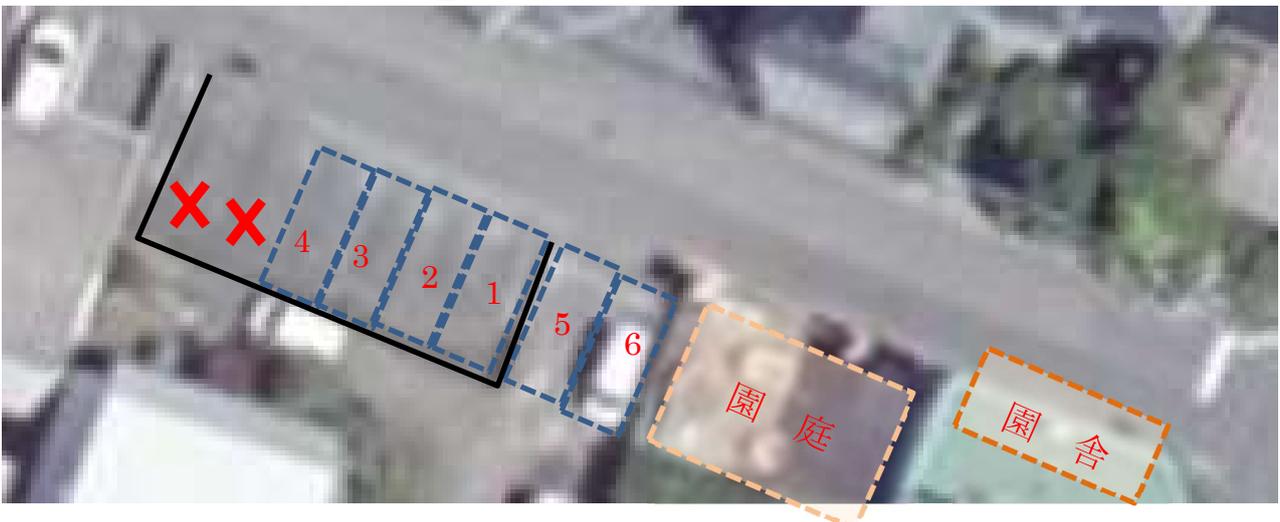
5. 駐車場について

☆ 混雑する時間帯 (16:30~17:30) の駐車は、なるべく短時間をお願いします。

☆ 一般の方の歩行や他の車の通行の妨げになるので道路への駐車はご遠慮ください。

☆ **駐車場は①②③④⑤⑥の駐車場に駐車して下さい。**

(×の所は、『桑山ラーメン』様の駐車場なので基本的に使用できません) ※別紙詳細



6.登降園時の安全確保について

～飛び出しは特に気を付けよう～

☆ 保育園は、道路に面しています。送り迎えの際は、交通事故に十分 気を付けてください。

☆ 園の内扉は、鍵が二重になっています。お子様が、道路に飛び出すと危険ですので、必ず鍵を閉めてください。

☆ 正門の開閉は、必ず保護者が行ってください。

☆ お迎えの時は、遊具等を使用しないで下さい



7.退園・転園について

退園届・転園届が必要になります。なるべく早く市役所又は園にご連絡ください。尚、園への申請は退所日の1週間前までをお願いします。

8.保育料について

「口座振替」による納入か、毎月 保育園からお渡しする「納入通知書」を使って金融機関に収めてください。お近くの金融機関で口座振替ができます。なるべく口座振替をご利用ください。その他の費用については（別掲② P12）に記載しています。

令和元年 10 月より『幼児教育・保育の無償化』が施行され、以上児の保育料は無償となり、これに伴い以上児には『副食費』が発生することになりました。

この副食費はめぐみ保育園に直接納めていただくこととなります。

登園では K-NET による口座振替を当月 20 日にさせていただくこととなりますので、K-NET へのお申し込み、及び月々の引落（月額 4,500 円）のご準備・ご確認をお願いします。

（詳細についてはうさぎ組への進級前に改めて説明会を行い、申し込み用紙への記入をお願いさせていただきます。）

尚、ご家庭の環境等により、副食費が免除される場合もございますので対象となるご家庭には都度こちらからお知らせいたします

9.ご意見・ご要望・ご相談について

直接 担任や職員にお伝えしにくい場合は、ご意見・ご要望用紙に記入し、意見箱にお入れ下さい。また、第三者委員会も設置しておりますので当園を通して、又は直接お問い合わせをいただくことも可能です。（別掲③ P13）

当園 HP 内『メールでお問合せ』からお問合せや要望を伝えることもできます。フリーメールアドレスでのお問い合わせも可能です。

10. 土曜日の出席について

☆毎月アンケート用紙を配布し出欠を確認しますので期日内提出をお願いします。

☆登園児童数にあわせて給食材料の発注を行いますので、変更がある場合は、毎週水曜日までにお知らせください。

☆職員研修等の為（年10回程度）、ご家庭での保育をお願いすることがあります。

都合がつく方はご協力をお願いいたします。

※職員研修日については、園だより・掲示にてお知らせします。



6 健康管理について

お子様が、保育園で心身共に健康で安全に楽しく過ごす為に、下記のご協力をお願いします。

1. お迎え連絡について

熱が38度越えたら、お迎えの連絡を入れます。(お子様が病気の時は、お預かりできません。) いつでも連絡が受けられるようにして下さい。熱性けいれんをもっているお子様については、37.5度以上でお迎えをお願いします。

感染症(インフルエンザ・コロナ等)が流行している場合は上記体温以下でも連絡を入れる場合があります。ご理解いただくようお願いいたします。

2. 登降園時の連絡について

昨日や今朝の健康状態についてお知らせ下さい。(発熱・嘔吐・下痢・機嫌が悪い・睡眠不足・朝食を食べていないなど)

職員へ口頭での説明の他、以上児の保護者は「伝言ノート」もご活用ください

3. 感染症について

感染症と診断されたときは、お休みさせて下さい。

完治後登園する場合は、医師の証明が必要になります。(園指定の登園許可証もしくは医師の発行する証明書のどちらでも結構です) (別掲④ P14、15)

※医師によっては許可証を発行していただけない場合があります。その際は園までご相談ください。

4. 薬の持参について

保育園で薬を投与することは、法律で禁止されています。

医師に保育園に通っていることを伝え、朝・夕2回の薬を処方いただき、保育園での投薬は極力避けて下さい。

やむを得ないときは、医師の処方箋による薬を1回分だけ持参し、「薬の連絡票」に記入し処方箋と一緒に職員に手渡しして下さい。薬の連絡票に記入されていない場合は、お薬の投与はできません。

薬の袋や容器にお子様の名前を必ず記載して下さい。

市販の薬はお預かりできません。



5. 園児健康診断・身体測定について

健康診断 年2回(5月・10月)

身体測定(0歳児は毎月、1歳児以上は年3回4・9・1月)



6. 予防接種について

個々のお子様の感染症予防のため、また、集団感染症予防のためにも、できるだけ予防接種を受けて下さい。予防接種を受けた方は、必ず保育園にお知らせ下さい。

7. 主に利用している病院について

◎小児科・内科・・・今村小児科アレルギー科

◎歯科・・・翔歯科 ◎眼科・・・大山眼科

◎皮膚科・・・島田ひふ科 ◎脳神経科・・・河井脳神経外科

◎耳鼻咽喉科・・・うへの耳鼻咽喉科クリニック

◎整形外科・・・三愛整形外科・わきだ整形外科

病気や怪我のため病院に行く場合は、主に上記の病院を利用しています。

緊急時を除き、保護者への連絡後病院に移送しますので、掛かりつけ病院等への移送を希望される場合はその際にお伝えください。



7 食事について

<食事で配慮していること>

- ・煮物、和え物など和食を中心とした献立を多く取り入れ、提供する。
- ・旬の食材を使い、お子様たちに旬の素材の良さを知ってもらう。
- ・不足しがちな栄養素を出来るだけ取り入れる。
(緑黄食野菜・淡色野菜・芋類・豆類・海藻類・魚料理)
- ・食べ慣れたものと食べて欲しいものを組み合わせ、食品や料理の幅を広げる。
- ・農薬、添加物の少ないものに心がけ、国産品を使用する。(特に、野菜・果物類)
- ・加工食品をできるだけ避け、素材から調理する。
- ・味付けは、食品の素材を生かし、塩分・糖분을控え、薄味にする。
(昆布、かつお節、しいたけ、いりこなどでだしをとる)
- ・よく噛んで食べるものを取り入れる。(いりこ、大豆、こんぶ、せんべい等)

<離乳食>

- ・ご家庭と連携を図り、月齢や発達状況に応じ、個別に園で準備します。
- ・粉ミルクは、園で準備いたします。園指定のものを使用しますので、万一お子様にあわない時は相談下さい。



- ※粉ミルク『はぐくみ』新生児から
『チルミル』満9カ月頃から



<主食について>

- ・未満児は不要です。以上児は、主食(白ご飯)を持参下さい。
※ 弁当箱は、保温器対応のものを用意して下さい。(アルマイト製のもの)

<その他>

- ★ 月1回 めぐみ弁当(手作り)を準備して下さい。
(主食+おかず2~3品+水筒) ※ 水筒の中身は、お茶 または 水
- ★ 「誕生会」の日は、主食はいりません。お箸とおしぼりのみ持参して下さい。
- ★ 1年間「水筒」の用意をして下さい。(2, 3, 4, 5歳児)
- ★ 「食物アレルギー」のあるお子様は、医師の診断のもとに保護者と連携し、慎重にすすめていきます。
※ 医師による診断証明書が必要となります。必ず提出をお願いします。
除去食で対応していきますが、除去食にも限りがありますので、場合によってはお弁当の持参をお願いすることもあります。ご了承ください。
- ★ 月に1回 パンの日があります。(第四土曜日…変更の可能性あり)



8 保険について

めぐみ保育園では万一の事故・災害に備え下記保険に加入しています。

種類	対象者	保険の対象となる災害	保険料	保険会社
①災害共済給付	園児	保育園管理下における災害かつ療養に要する費用が5000円を超えるもの（負傷、疾病、障害、死亡）	医療費：医療総額から算出 傷害見舞金：等級による（82万円～3,770万円） 死亡見舞金：2,800万円	日本スポーツ振興センター
②地震セット（0-157等+地震補償付コース）	園児	保育園管理下における災害	入院保険金日額：3,500円 通院保険金日額：2,000円 死亡・後遺障害：230万円	東京日動火災保険
③保護者会活動総合保険	保護者	行事等、保育園管理下における災害	入院保険金日額：1,500円 通院保険金日額：1,000円 死亡・後遺障害：100万円	東京日動火災保険

※上記保険料の内①の一部と③の全部は各家庭での負担となります。

9 緊急時における対応及び非常災害対策

当園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じる。

- ① 保育の提供により事故が発生した場合は、鹿児島市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- ② 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- ③ 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- ④ 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月避難・救出その他必要な訓練を実施する。

【避難場所（予定地）】

地震・火災・・・脇田中央公園、宇宿小学校

津波・・・・・・・・宇宿小学校、日の出陸橋上

※大規模災害によりめぐみ保育園から退避する場合、基本的上記避難場所を予定しています。万一保育園と連絡が取れない場合は上記場所にお迎えにきてください。

※詳細は園舎正面入口に掲示してある『非常災害対策』（マニュアル）をご確認ください。



10 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

めぐみ保育園では以下の事項を厳守することを誓います。

- 当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持します。
- 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持します。
- 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持します。

プライバシー保護について

- ① 保護者の住所・電話番号は公表していません。
- ② 園で撮影したお子様の写真や記名入りの展示物などの公開での展示で、不都合な点がある場合は、担任にお伝え下さい。

※詳細 (別掲⑤ P16)

1.1 動画及び写真等の SNS 投稿について(お願い)

近年 SNS に関するトラブルが多発しております。

めぐみ保育園では卒園児を含む園児、保護者、そして職員のプライベートを守る観点から園内で撮影された(運動会等行事を含む)動画等を SNS に投稿しないようお願いしております。

園内での撮影(特に行事等)そのものを禁止してはおりませんが、写真・動画の取り扱いには十分なお配慮をお願いいたします。

1.2 利用の開始及び終了に関する事項

本園は鹿児島市から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

- 1 鹿児島市域に居住する保育を必要とする子どもの保護者が本園の入園を希望する場合は、鹿児島市が指定する入所申込書に必要事項を記載し、鹿児島市に申し込むものとする。
- 2 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 園児が小学校に就学したとき。
 - (2) 2号子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 3号子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
 - (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

別掲① 実費徴収について（延長保育）

延長保育の利用について

※標準・短時間の認定は月単位になります。

標準時間認定の方

延長保育時間	18:00～19:00
突発(スポット)延長	250 円/1 名 (1 日)
月極延長	2500 円/1 名 (1 か月)
※ 18 時を過ぎたら自動的に延長保育になります。 延長保育を利用する方は必ずご連絡下さい。	

※月極での延長保育を利用・解除する方は、前月 25 日までに申請が必要です。

※月途中で就業時間の変更がある際は、お知らせください。

短時間認定の方

対象	短時間認定の方	
延長保育時間	朝延長保育	7:00 ～ 8:30
	夕延長保育	16:30 ～ 18:00
	延長保育	18:00 ～ 19:00
利用料金 1 回 突発(スポット)延長	7:00～8:00 の間に降園した場合	200 円/1 名
	8:00～8:30 の間に登園した場合	100 円/1 名
	16:30～17:00 の間に降園した場合	100 円/1 名
	17:00～18:00 の間に降園した場合	200 円/1 名
	18:00～19:00 の間に降園した場合	450 円/1 名
※保育短時間認定の方は、すべての時間帯において月極契約はございません。 (スポット延長のみ)		

※月途中でお仕事が変わった場合でも認定の変更は翌月からになります。

短時間認定のままでは難しい場合は事前にご相談ください。

(対応できる場合とできない場合があります)

《お支払方法》

※スポットでのご利用は、月末締め清算となります。

翌月頭に請求を発行いたしますので、期限までにお支払下さい。

※月極契約は当月払いになります。期限までにお支払下さい。

※利用料未納の方については、延長保育をお受けできない場合もあります。

上記料金は全て現金での徴収になります。釣銭の無いよう封筒に入れ担任又は職員にお渡しください。

別掲② 実費徴収について（その他）

鹿児島市に収めていただく保育料以外に、保育園での生活において発生する諸経費について保護者の方にご負担いただくものがあります。ご理解ご了承ください。

品目	金額	対象年齢
ネーム	150 円	全員
カラー帽子	1,250 円	1 歳児以上
体操服上	1,650 円 ※特別注文 130 cm:2,000 円	1 歳児以上
体操服下	1,350 円 ※特別注文 130 cm:1,650 円	1 歳児以上
園児服	4,500 円 ※特別注文 130 cmできます	1 歳児以上
通園バック	3,200 円	3 歳児以上
保険料(スポーツ振興会)	年間 250 円	全員
スイミング教室	1,100 円/1 回	4 歳児以上の希望者
保険料(保護者保険)	—	—
以上児副食費	4,500 円/月	3 歳以上の一部

保護者保険については保護者会（愛児会）会費より支出いただいております。
以上児副食費は別途詳細を説明いたします。

※上記の他、必要に応じて、別途徴収することがあります。ご了承ください。

- ◎遠足等での費用の一部
- ◎イベント等での個別プレゼントの一部
- ◎以上児の個人用絵本（任意）
- ◎その他

園内イベント時に写真やDVD等を販売することがあります。（希望者）

その他、保育活動で使用する小物についてはご家庭にあるものを持ってきていただくことがあります。

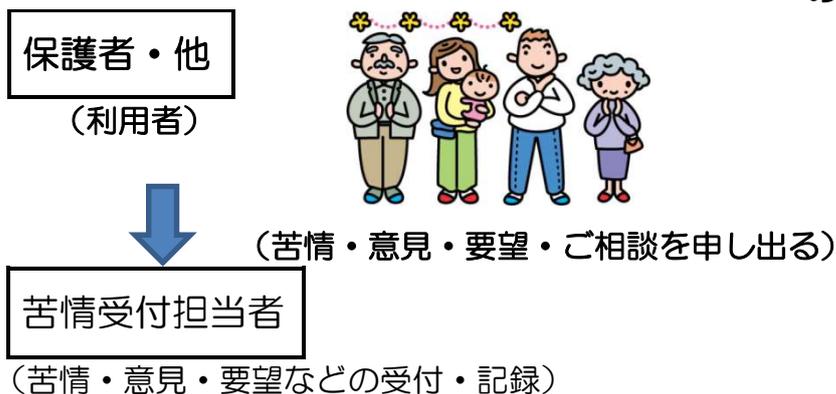
また、バザー等を開催する際に物品の提供をお願いする場合もございます。

●苦情・ご意見・ご要望・相談を受け付けています●

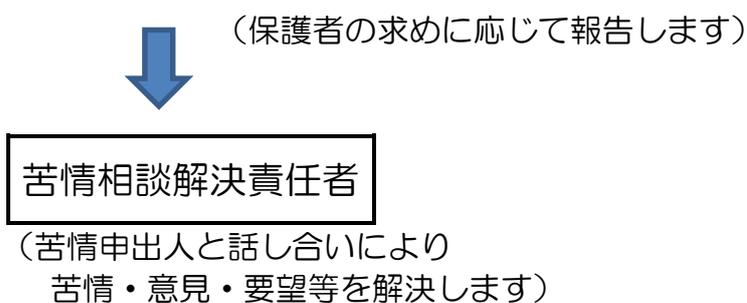
☆ 随時 受け付けます

苦情・ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて

社会福祉法人 めぐみ福祉会
めぐみ保育園



担当：主任保育士 松元 流美



責任者の納得のいかな
ない場合には、第三
者委員会に直接相談
し、話し合いへの立
ち会い・助言を求め
ることができます。

第三者委員
(相談窓口)

青木 和彦 (すみれ保育園 園長)
TEL 099-268-2113

責任者：前迫 邦尚

徳田 慎一 (コスモス認定こども園 園長)
TEL 099-264-3952

※ 相談解決の結果 (改善事項) は口頭 もしくは文書で責任者よりご報告申しあげ
ます。

※ 以上の仕組みで解決できない苦情・ご意見・ご要望は、鹿児島県社会福祉協議会
に設置された運営適正化委員会申し立てることもできます。

別掲④ 感染症の登園について ①

下記感染症は医師の登園許可（又は意見書）が必要になります。

当園では厚生労働省が発行している「2018年改訂版保育所における感染症対策ガイドライン（2023年一修正）」をもとに登園基準を定めています。

病名	潜伏期間	主な症状	登園基準
1 インフルエンザ	1～2日	発熱・全身倦怠・筋肉痛・鼻カタル・咽頭痛・咳	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
2 新型コロナウイルス	5日～14日	発熱・呼吸器症状・倦怠感・味覚異常 ※無症状の場合もある	発症した後、5日を経過しかつ症状が軽快した後、1日経過すること ※無症状の場合：検体採取日0日目として、5日を経過するまで
3 百日咳	6～15日	発作性咳の長期反復、持続	特有の咳が消失したとき又は5日間の適正な治療が終了するまで
4 はしか(麻疹)	10～12日	上気道のカタル・発熱・鼓膜疹コプリック斑	発疹に伴う熱が下がった後、3日を経過し元気のよいとき
5 小児まひ(ポリオ)	1～2週間	感冒様症状・手足の麻痺	急性期の主要症状が消退するまで
6 ウイルス性肝炎		全身倦怠・食欲不振・殆ど自覚症状なし	主要症状が消退するまで
7 おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)	14～24日	発熱・耳下腺・舌下腺・顎下腺の膨脹及び圧痛	耳下腺の腫れが消失したとき
8 三日はしか(風疹)	14～21日	様々な発疹・リンパ腺腫大・軽熱	発疹が消失したとき
9 水ぼうそう(水痘)	11～20日	軽熱・被覆部に発疹、斑点丘疹状→水泡→顆粒状痂皮	すべての発疹が痂皮(かさぶた)になったとき
10 プール熱(咽頭結膜熱)	5～6日	発熱、全身症状、咽頭炎と結膜炎の合併症	解熱し、主要症状が消退した後、2日を経過するまで
11 流行性角結膜炎	1週間以上	軽熱、頭痛、全身倦怠、結膜炎の炎症、眼瞼浮腫、目やに	結膜炎の症状が消失するまで
12 急性出血結膜炎	2～3日	流涙、結膜充血、眼瞼浮腫、滲出液	医師により感染の恐れがないと認められるまで
13 溶連菌感染症	2～4日	発熱、咽頭痛、扁桃腺炎、莓舌、頸部リンパ節炎、全身に発疹	抗菌薬を内服後24～48時間が経過するまで
14 乳児嘔吐下痢症(ロタウイルスによるもの)	1～3日	発熱、下痢、嘔吐	主な症状が殆ど消失し、主治医、園医が登園して差し支えないと認められたとき
15 感染性胃腸炎(小型球形ウイルス・SRSV)	1～3日	発熱、腹痛、下痢	主な症状が殆ど消失し、主治医、園医が登園して差し支えないと認められたとき
16 マイコプラズマ肺炎(うつる肺炎)	2～3週間	咳、発熱、呼吸困難(重症の場合)	発熱や激しい咳が治まるまで
17 RSウイルス感染症	3～5日	発熱、鼻水、咳(気管支炎、細気管支炎、肺炎などを起こす代表的なウイルス)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
18 アデノウイルス	5～7日	発熱・気管支炎・肺炎・嘔吐下痢症・プール熱など	症状が改善し、元気であれば登園可能

13～18の感染症は「2018年改訂版保育所における感染症対策ガイドライン（2023年一部修正）」では登園停止とはなっておりませんが、園内での感染防止対策の一環として保護者の方にご協力をお願いしております。

別掲④ 感染症の登園について ②

インフルエンザについて（平成31年度より施行）

前ページ（別掲④）に記載した中で下記感染症については医師による『登園許可証』『意見書』の代わりに保護者記載による『登園許可申請書』での登園も可能といたします。

感染症名) 1、インフルエンザ

社会福祉法人めぐみ福祉会
めぐみ保育園 園長 殿

登園許可申請書

園児名 _____
保護者名 _____
申請日 _____年 ____月 ____日
感染症名 _____

この度、発症した感染症が治癒し登園基準を満たしましたので、登園の再開を希望します。

①発症日 _____年 ____月 ____日
②解熱日 _____年 ____月 ____日
③登園可能日 _____年 ____月 ____日
登園可能日は発症後5日経過（6日目）又は解熱後3日経過後（4日目）の遅い方となります。（発症日、解熱日を0日目としてカウントします）

体温データ 【解熱後3日目までは必ず記入してください】

日付 時日	発熱		1日目		2日目		3日目		4日目		5日目		6日目		7日目		8日目	
	発熱	解熱	発熱	解熱	発熱	解熱	発熱	解熱	発熱	解熱	発熱	解熱	発熱	解熱	発熱	解熱	発熱	解熱
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※発症日と解熱日は登園の基準となります。
※解熱日は解熱したことがわかる体温を記載し、○で囲んでください。
（例えば朝 38℃あり夕方 37℃になった場合は夕方の体温を記載してください）
※解熱日を記載すると解熱日とはみなされません）
本用紙により登園申請の申請する場合は必ず登園予定の2日前に園に連絡ください。解熱の確認を致します。（医師による診断書提出の場合は不要です）発症日及び解熱日の確認が取れない場合、登園をお断りする場合がございます。ご了承ください。

（変更理由）
近年インフルエンザにおいて医師からの登園許可証（又は意見書）が貰えない事例が多発しています。許可証を貰い受ける際不要な受診をしなければならず、本人・保護者・医療機関全てに負担がかかることが問題となっており、小学校ではほぼ許可証の提出は不要となっています。前ページ登園基準に記載したとおり、**『発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで』**を全ての方に遵守していただく事を前提に、当園でも保護者申請でも登園を受け付けることに変更といたします。

下記感染症は医師の登園許可は必要ありませんが医師の判断および症状を十分に考慮した上での登園にご協力ください。

病名	潜伏期間	主な症状	登園基準
1 ヘルパンギーナ	2～7日	高熱、咽頭痛、咽頭に水泡	解熱し、食事も充分できて元気になったとき
2 手足口病	2～7日	感冒様症状、手足口に赤斑→水泡	感染力はないので、元気があれば登園可能
3 りんご病 (伝染性紅斑)	17～18日	顔面赤斑 特に頬部の赤斑性発疹	感染力はないので、元気があれば登園可能
4 突発性発疹	1～2週間	高熱3日後に全身に発疹	主な症状が殆ど消失し、主治医、園医が登園して差し支えないと認められたとき
5 ヘルペス性菌 肉口内炎		口内炎	症状が改善し、元気であれば登園可能
6 とびひ (伝染性膿痂疹・皮膚化膿)	2～10日	主として豆つぶ大の水泡 自覚症状あまりなし	他人への感染のおそれがないと医師が認められたとき
7 水いぼ (感染性軟属腫)		球状のいぼ	他人への感染のおそれがないと医師が認められたとき
8 アタマジラミ	成虫まで 2週間	多くが無症状だが、吸血部分にかゆみが出ることもある	駆除を開始している(シャンプー等の確認をします)

個人情報の使用について

お子様の個人情報を下記の利用目的で使用しています。

1. 利用目的

(1) 保育園内のみでの利用及び保管

- ① 園児の在籍管理の為の名簿。
- ② 保育日誌、月案、保育経過記録、園日誌等、園児の成長に係る書類の記録。
- ③ 園児入園時の状態や家庭環境等を把握する為の児童票、新入園児面接票。
- ④ 園児の入退所日を把握する為の収容児童台帳。
- ⑤ 保護者の皆様へ連絡する為の緊急連絡簿。
- ⑥ 園児のケガ等の状況を把握する為の事故報告書。
- ⑦ 入所時1回、年2回の健康診断結果。年2回の身体測定結果。年1回の歯科検診結果。
- ⑧ 各行事における園児の役割（運動会の参加種目、発表会の配役等）の記録。
- ⑨ 卒園児の把握のための卒園児名簿。

(2) 第三者への提供・紹介

- ① 各保護者の皆様への園だより・クラスだより・文集の提供
(氏名、生年月日、写真)
- ② 各保護者の皆様への行事の写真・DVD・BDの提供。
- ③ 保育室内誕生表
- ④ スイミング教室・英語教室への名簿提供（氏名のみ）
- ⑤ 保育所運営費請求に係る鹿児島市への名簿提供
(氏名、生年月日、入所日、毎月の出席日数、長期間欠席した場合の欠席理由)
- ⑥ お子様たちを小学校へつなげるための保育所児童要録
(卒園児、小学校へ写しを提供)

2. その他

- ① 上記以外において、提供・収集された個人情報を使用する際は、その都度保護者の皆様の同意を得ることとします。
- ② 新たに個人情報の提供を保護者の皆様に依頼するときは、その収集目的、提供拒否の可否を明確にします。
- ③ 緊急を要する場合や法律上必要とされる書類については、提供・収集された個人情報を保護者の皆様の同意を得ることなく第三者に提供することもあります。
ただし、それらについてはあくまでも社会通念上正当であると認められる場合に限ります。

3. マイナンバーについて

支給認定書等の申請（変更）書類等、『個人番号』の記載が必要とされる書類を当園に提出される場合、下記方法により確認作業を行い、証明書類の提示を求めます。

- ① 指定された方法による『個人番号』確認
- ② 指定された方法による『提出者の身元』確認
* 保育所では『個人番号』の管理は行いません。確認は提出者の目前で目視によりおこないます。

内科医

施設名	医療法人よつば会 今村小児科アレルギー科
診療科目	小児科 小児アレルギー科
所在地	〒890-0073 鹿児島県鹿児島市宇宿1丁目26-20
電話	099-251-8315

休診日：日（祝日は休診）

一般診療時間						
時 間	月	火	水	木	金	土
9:00~11:00	●	●	●	●	●	●
16:00~18:00	●	—	●	●	●	—

予防接種・健診・アレルギー外来 診療時間						
時 間	月	火	水	木	金	土
11:00~12:00	—	●	●	●	●	●
14:00~16:00	●	—	●	●	●	—

※入園前の健康診断については事前予約が必要になります。
 病院側から希望時間を伝えられることもありますので時間調整にご協力ください。

歯科医

施設名	翔歯科クリニック
診療科目	歯科、小児歯科、口腔外科、予防歯科、審美歯科、 矯正相談、インプラント ホワイトニング
所在地	〒890-0073 鹿児島県鹿児島市宇宿1丁目53-12
電話	099-254-0154

休診日：日（祝日は休診）

診療時間						
時 間	月	火	水	木	金	土
9:00~13:00	●	●	●	●	●	—
14:30~19:00	●	●	●	—	●	—
9:00~14:00	—	—	—	—	—	●

※9:00~13:00 木曜日のみ 9:00~14:00 土曜日のみ

※診療終了時間の1時間前に受付をして下さい

●● すべての持ち物に 油性のサインペンで名前を記入しましょう ●●

● 準備品 ●

	ひよこ組 0歳児	こあら組 1歳児	りす組 2歳児	うさぎ組 3歳児	ぺんぎん組 4歳児	きりん組 5歳児	備考
おむつ (紙・布可)	10枚	7枚	5枚	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	使用済みのオムツは自宅で処分して下さい。 (オムツの後ろに記名も)
ナイロン エプロン	離乳食児 3枚	3枚	必要に応じて	/	/	/	枚数に個人差あり
布エプロン	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	/	/	/	同上
パンツ	/	3枚	3枚	3枚	3枚	3枚	同上
下着(肌着)	3枚	3枚	3枚	3枚	3枚	3枚	同上
上着 (シャツ等)	5枚	3枚	3枚	3枚	3枚	3枚	同上
ズボン スカート	5枚	3枚	3枚	3枚	3枚	3枚	同上
パジャマ	/	/	1月より	1組	1組	/	⑨に交換 裾の長さ調節
おしぼり	/	1月より	1	1	1	1	毎日交換 ひもをつける 
手拭きタオル (ひも付き)	1	1	1	1	1	1	
バスタオル	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚	⑨に交換
ハンカチ ちり紙	/	/	/	/	/	1 (3月頃)	
ビニール袋 (汚れ物入れ)	2枚	2枚	2枚	1枚	1枚	1枚	
主食・箸	/	/	/	1	1	1	アルマイト製のお弁当箱のご準備をお願いします
歯ブラシ	/	/	1	1	1	1	ブラシの毛先が開いたら持ち帰りますので交換して下さい
コップ	1	1	1	1	1	1	園でお預かりします
バッグ	衣類を入れます 子どもが使いやすいもの			・通園ランドセル ・お着替え入れバッグ(絵本バッグ)			
体操服	/	着用の際は お知らせし ます	着用の際は お知らせ せします	1 火・木	1 火・金	1 火・金	指定日は必ず着用 他日は着用自由
連絡帳	毎日持ち帰り 朝提出			毎日持ち帰り 朝提出			
カラー帽子	/	1	1	1	1	1	こあら・りす…園でおあすかり 他…毎日着用し持ち帰ります
うわばき	/	/	/	1	1	1	
うわばき 入れ	/	/	/	1	1	1	



もってくるもの

	0歳児	1歳児	2歳児	3・4歳児	5歳児
毎日 持ってくる物	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイロンエプロン 離乳食児 3枚 ・ストアー袋 2枚 ・連絡帳 ・オムツ補充分 ・着替え補充分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイロンエプロン 3枚 ・ストアー袋 2枚 ・連絡帳 ・オムツ補充分 ・着替え補充分 ・手ふきタオル (ループ付き) 1枚 	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイロンエプロン 3枚 ・ストアー袋 2枚 ・連絡帳 ・オムツ補充分 ・着替え補充分 ・手ふきタオル (ループ付き) 1枚 ・おしぼり 	<ul style="list-style-type: none"> ・手ふきタオル (ループ付き) 1枚 ・シール帳 ・伝達ノート ・カラー帽子 ・着替え補充分 ・ハンカチ or 巾着 ・箸 or スプーン ・おしぼり ・白ご飯 	<ul style="list-style-type: none"> ・手ふきタオル (ループ付き) 1枚 ・シール帳 ・伝達ノート ・カラー帽子 ・着替え補充分 ・ハンカチ ・箸 or スプーン ・おしぼり ・白ご飯
週始めに もってくる物	<ul style="list-style-type: none"> ・バスタオル 1枚 	<ul style="list-style-type: none"> ・バスタオル 1枚 ・絵本貸し出し返却 	<ul style="list-style-type: none"> ・バスタオル 1枚 ・絵本貸し出し返却 	<ul style="list-style-type: none"> ・バスタオル 1枚 ・パジャマ 1組 ・絵本貸し出し返却 ※月初めのみ ・うわばき 1組 	<ul style="list-style-type: none"> ・バスタオル 1枚 ・絵本貸し出し返却 ※月初めのみ ・うわばき 1組
園で お預かりする 物	<ul style="list-style-type: none"> ・オムツ 10組 ・着替え 5組 ・カラー帽子 	<ul style="list-style-type: none"> ・オムツ 7枚 ・着替え 3組 ・カラー帽子 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンツ 3枚 ・着替え 3組 ・カラー帽子 	<ul style="list-style-type: none"> ・着替え 3組 	<ul style="list-style-type: none"> ・着替え 3組

- ・持ち物、衣類(おむつも含む)にはすべて大きく記名をし、薄くなったら再度書き直してください。
- ・おむつ、衣類類は、持ち帰った分だけ、翌日補充分として持ってきてください。
- ・園で借りた衣類は、洗濯して3日以内に持ってきて下さい。
- ・連絡帳にはシールを貼らないで下さい。
- ・おもちゃ、お菓子類は持ってこないで下さい。
(旅行等に行かれた時のクラスの子も達へのおみやげもご遠慮ください)

本申請書はインフルエンザに罹患し、かつ医師による登園許可書が発行できなかった場合のみ使用できます。登園許可書が発行可能な場合や他の感染症罹患時は別紙『全感染症共通 登園許可証明書（医師意見書）』をご提出ください

インフルエンザ登園許可申請書（保護者申請用）

めぐみ保育園園長殿

園児名 _____

保護者名 _____ (印)

申請日 _____ 年 月 日

感染症名 _____

この度、発症した感染症が治癒し登園基準を満たしましたので、登園の再開を希望します。

① 発症日 _____ 年 月 日

② 解熱日 _____ 年 月 日

③ 登園可能日 _____ 年 月 日

登園可能日は発症後 5 日経過（6 日目）又は解熱後 3 日経過後（4 日目）の遅い方となります。（発症日、解熱日を 0 日目としてカウントします）

体温データ 【解熱後 3 日までは必ず記入してください】

	平熱	発症日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
日付 時間	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	時頃	時頃	時頃	時頃	時頃	時頃	時頃	時頃	時頃	時頃
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※発症日と解熱日は登園の基準となります。

※解熱日は解熱したことがわかる体温を記載し、○で囲んでください。

（例えば朝 39℃あり夕方に平熱になった場合は夕方の体温を記載してください。

朝の体温を記載すると解熱日とはみなされません）

本用紙により登園再開の申請する場合は必ず登園予定の 2 日前に園に連絡ください。解熱の確認を致します。（医師による診断書を提出の場合は不要です）発症日及び解熱日の確認が取れない場合、登園をお断りする場合がございます。ご了承ください。

全感染症共通 登園許可証明書（医師意見書）

めぐみ保育園園長殿

園児名 _____

年齢 _____ 歳 クラス _____ 組

病名（該当する疾患に☑をお願いします）

- インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 麻疹（はしか）
水痘（水ぼうそう） 結核 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
流行性角結膜炎 咽頭結膜炎（プール熱） 百日咳
急性出血性結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症（0157、026、0111 等）
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
その他（病名又は症状 _____）

発症日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

主要症状が消退し、集団生活に支障がない状態となりました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登園可能と判断します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医師名 _____

医療機関の皆様へ

保育園は乳幼児が長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもが快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。必ずしも治癒の確認は必要ありません。症状の改善が認められた段階での記入も可能です。

保護者音皆様へ

上記感染症について、子どもの病状が回復し、医師から集団生活に使用がないと認められ登園を再開する際には、この登園許可証明書（医師意見書）を提出ください。